

第15回
全国発酵食品サミット in とみや
出店のご案内
(物産・PRブース全団体 向け)



第15回全国発酵食品サミット in とみや 実行委員会

開催概要

■趣旨

富谷市では、本市発展の起源である宿場町であった富谷宿（現しんまち地区）の地域活性化による交流人口拡大を進めております。その取組の一環として、富谷宿の基幹産業であった味噌・醤油などの発酵食品をテーマに、宮城の大豆文化の研究や大豆をはじめとする新商品開発を進めています。地場産業の活性化と本市の認知向上に向けたPRを目的とし、発酵食品と発酵文化の素晴らしさを全国に向けて発信する「全国発酵食品サミット」を開催いたします。

本市及び宮城県の食文化を資源とし、サミットの開催を契機に「発酵のまちづくり」として、地域活性化をさらに推進し、本市への観光誘客を進めていくことで地方創生の実現を目指すものです。

■主催

第15回全国発酵食品サミット in とみや実行委員会

■共催

富谷市

■期日

令和7年10月11日（土）～12日（日）

■会場

富谷中央公民館、富谷市福祉健康センター、富谷市学校給食センターほか

■開催内容

- 10月11日：開会式、基調講演、全国ご当地発酵甲子園、各種体験講座・ワークショップ、発酵マルシェ等
- 10月12日：トークショー、各種体験講座・ワークショップ、発酵マルシェ、大抽選会、閉会式等

※10月10日(金)全国発酵のまちづくりネットワーク協議会総会・交流会

会場施設

■ 富谷中央公民館

〒981-3331 宮城県富谷市西沢13
(電話) 022-358-2036

メイン会場として開会式・基調講演・全国ご当地
発酵甲子園・トークショー・大抽選会・閉会式
※駐車場にて発酵マルシェ開催



■ 富谷市福祉健康センター

〒981-3331 宮城県富谷市西沢13
(電話) 022-358-7466

講座・ワークショップ会場



■ 富谷市学校給食センター

〒981-3331 宮城県富谷市富谷坂松田20-1
(電話) 022-358-0008

発酵ワークショップ会場



■ アクセス

(車をご利用の場合)

東北自動車道 大和ICより約10分、泉ICより約20分

(公共交通機関をご利用の場合)

仙台市営地下鉄 泉中央駅よりバスで約30分

(富谷市の気温)

富谷市の10月の平均気温は15℃前後、日中は20℃を越えることもあります。

出店要項

開催概要

■ 出店日時

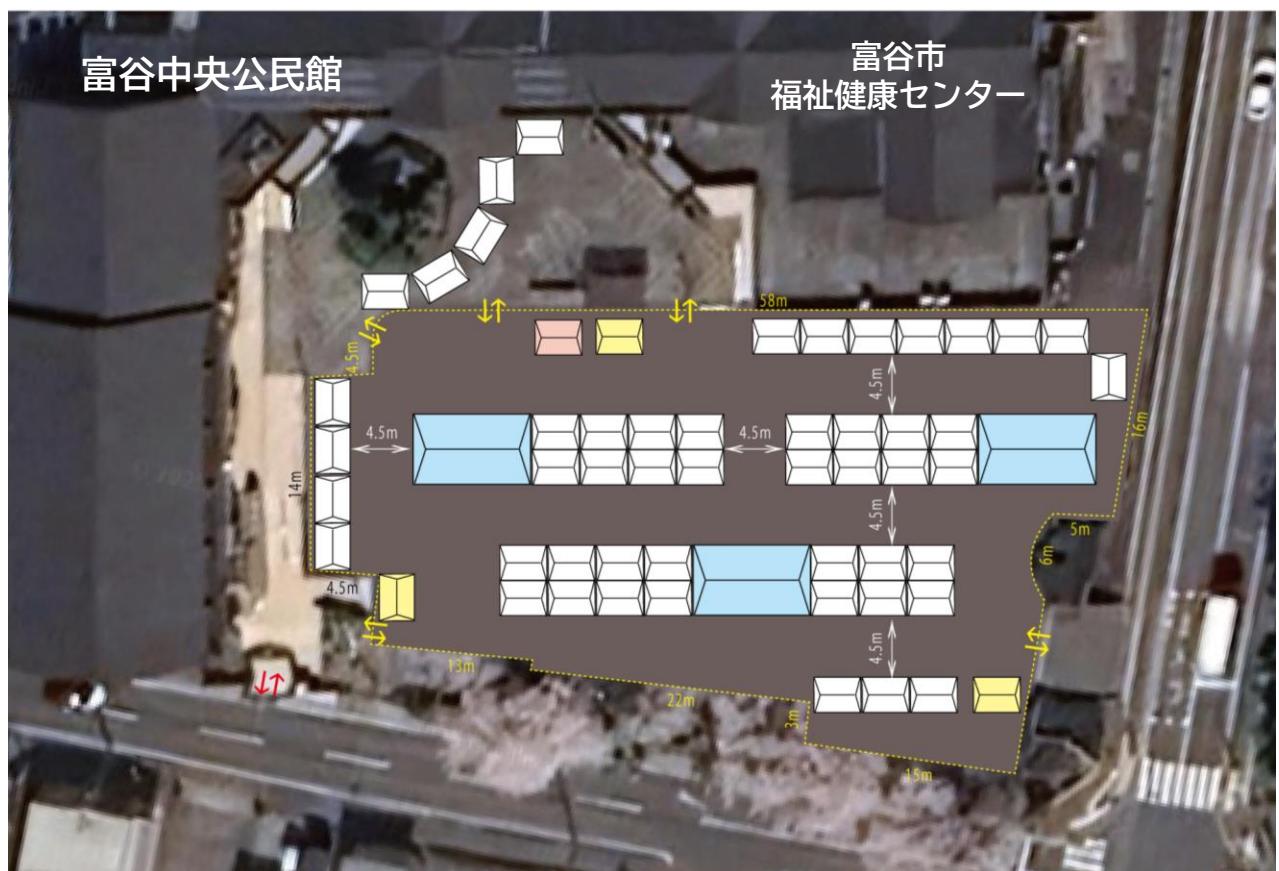
令和7年10月11日（土）10:00～16:00
12日（日）10:00～16:00

■ 出店会場

富谷中央公民館駐車場

■ 出店レイアウト

下記テント配置図参照



- 出店テント（間口3.6m×奥行2.7m） 50張り
- 飲食・休憩テント（間口9m×奥行5.4m） 3張り
- 協議会テント（間口3.6m×奥行2.7m） 1張り
- 運営テント（間口3.6m×奥行2.7m） 3張り

※出店数により配置を変更する場合があります。

■ 趣旨

発酵に関わる自治体や団体、企業等の活性化に寄与することを目的として発酵食品等の販売を行う。

■ 出店の種別

1. 全国発酵マルシェ

主に発酵食品、お酒などの加工商品及び関連商品の販売を行うもの

2. 発酵屋台

主に発酵食品を使用したお弁当やパンなど、会場で飲食を伴う販売を行うもの

3. とみや地域マルシェ

地元富谷市の事業者の内、主に発酵食品や地域の特産品の販売を行うもの

4. その他

関係団体・事業PR等、実行委員会が特に認めるもの

■ 募集小間数

1. 全国発酵マルシェ : 30小間程度

2. 発酵屋台 : 10小間程度

3. とみや地域マルシェ : 6小間程度

4. その他 : 4小間程度 (計50小間)

■ 小間仕様

間口 3.6m×奥行 2.7m (2×1.5kテント1張り・横幕付き)

■ 小間の割り当て

出店物の種別により実行委員会で決定し、9月中旬を目途にお知らせします。
※募集数を超える場合、実行委員会で選考の上、抽選により決定しますので、予めご了承ください。

■ 出店料

無料とする。

ただし、電源を利用する場合は、使用料の負担をお願いします。

出店について②

■ 基本設備（主催者が準備するもので、出店者の費用負担はありません）

1. 団体銘板×1枚（W900×H300mm）
2. 長テーブル×2台（W1800×D450×H700mm）
3. 椅子×2脚

■ 必要に応じて出店者が準備するもの（費用は出店者負担となります）

1. 備品
2. 什器
3. 消火器（火気使用者は必須）
4. 耐火ボード（火気使用者は必須）
5. その他出店者が必要とするもの

※1～4は別紙「追加備品申込書」においてお申し込みください。

■ 電源について

追加設備申込書にて、電源の使用について記入をお願いします。また、使用する電気器具とワット数を記入願いします。電源を利用する場合は、使用料の負担をお願いします。※使用ワット数により段階的に単価設定を行う場合があります。

追加設備申込書にて、「冷蔵オープンケース」「冷凍オープンケース」「冷蔵ストッカー」「冷凍ストッカー」の申し込みされた場合は、借上料に電源使用料が含まれています。

■ 出店物について

出店物は原則、第15回全国発酵食品サミット in とみや開催趣旨に沿った品目とします。

出店申込について

■ 出店申込方法

別紙申込書及び出店誓約書を、FAXまたはE-mailによりお申込みください。

■ 出店申込スケジュール

● 募集期間

令和7年7月18日（金）～8月8日（金）

※8月15日（金）決定連絡

■ 近隣宿泊施設予約

近隣にある宿泊施設を一定数実行委員会で押さえています。

宿泊ご希望の方は、後日イベントHPに情報を掲載いたしますので、内容をご確認のうえ、お申込みください。

※宿泊費は、出店者さまのご負担となります。

■ 申込及び問合先

第15回全国発酵食品サミット in とみや 実行委員会

（富谷市経済産業部産業観光課内） 担当：三浦

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30

TEL:022-358-0524 FAX:022-358-2359

E-mail:sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp

搬入・搬出について

■ 搬入・搬出スケジュール

搬入・搬出の日時は以下の通りです。

下記の時間に限り、会場内に車両の一時停車が可能です。

なお、下記日時以外は車両の乗り入れができません。物品補充や入替えは台車等を使用し、周囲に十分配慮し安全に行ってください。

【搬入】

10月11日（土）7:00～9:00
12日（日）7:00～9:00

【搬出】

10月11日（土）16:30～18:00
12日（日）16:30～18:00

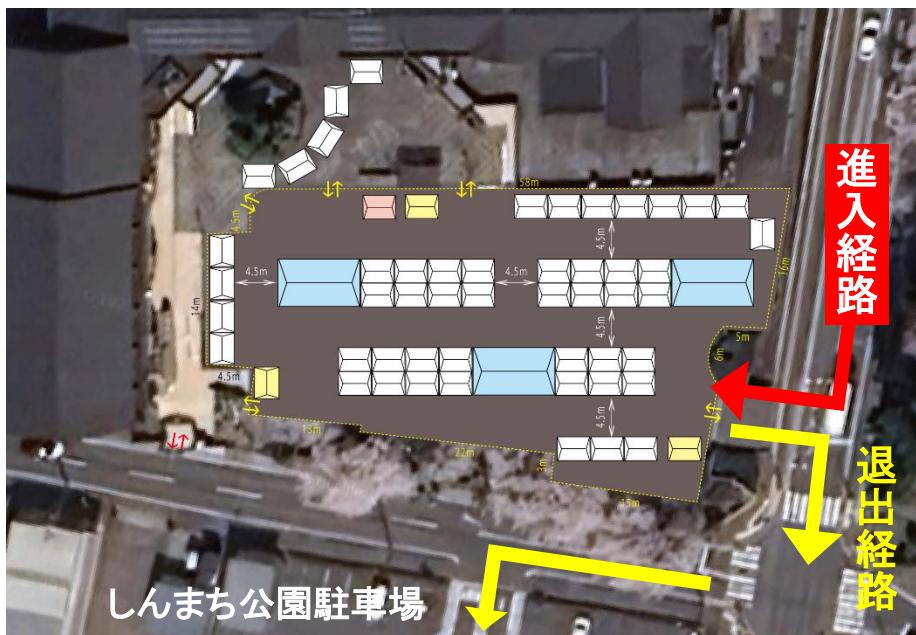
搬入・搬出の方法

○テント付近に車の乗り入れが可能ですが、周りの出店者と譲り合い、周囲安全に十分に注意して下さい。

※搬入出経路は別途ご案内いたします。また会場内での混雑緩和と安全確保のため時間帯を指定させていただきます。

○荷物の積み下ろしが終了次第、車両を速やかに指定駐車場へ移動して下さい。

○梱包材等、設営時に生じるゴミはお持帰りください。



■ 小間装飾について

貸出備品は破損しないようにお願いします。
損傷した場合は補修費を実費請求させていただきます。

■ 給排水について

小間に直結の給排水施設はありません。汚水、油等は排水口に直接流さないでください。廃油は流さずに、ゴミとして処理できるよう対応してください。

※手洗い場所については、後日ご案内いたします。

■ 冷蔵・冷凍商品のストックについて

会場内に冷蔵・冷凍車両を設置します。（各2t車1台の予定）

出店者は届け出なく収納できますが、収納物には必ず出店者名を明記の上自己責任で管理して下さい。

また、収納物はイベント終了後、忘れずに必ずお持ち帰りください。

※冷蔵車・冷凍車の使用期間は次の通りです。

10月10日（金）13：00～12日（日）16：00

■ 常温商品・備品のストックについて

会場の施設内に常温商品及び備品等を収納できる部屋を設けます。

出店者は届け出なく収納できますが、収納物には必ず出店者名を明記の上自己責任で管理して下さい。

■ ゴミの処理について

試飲等で発生する少量のゴミは、共同ゴミ捨て場に廃棄可能です。ゴミ袋は主催者が用意したものを使用してください。

※ゴミ捨て場は、後日ご案内いたします。

※その他のゴミは、全て出店者が責任を持ってお持ち帰りください。

出店諸事項②

■ 関係者の識別について

出店者の方には出展者証を着用していただきます。

※出店者証の必要枚数を「出店申込書」にご記入ください。

■ 会期中の駐車場について

出店者用駐車場は中央公民館向い側しんまち公園駐車場の指定場所となります。（別途ご案内いたします）

■ 出店物・来場者の保護について

主催者は最善の注意をもって会場の安全管理にあたりますが、事故（盜難・紛失。天災・損傷・食中毒など）が発生した場合は、主催者は賠償の責任を負いませんので、出店物の保護については、出店者自身で責任を持つください。

また、小間を訪れる来場者の保護についても適切な対応を講じてください。

■ イベントの中止について

悪天候、災害その他やむを得ない事情により、イベントを注視する場合がありますので、予めご了承ください。

万一、中止が決定した場合には、ウェブサイト等でお知らせいたします。なお、出店に伴い掛かった費用は、主催者では保証しかねますのでご了承ください。

■ 食品営業について

営業に該当する出店者は、営業許可申請又は営業届が必要となります。申請は、出店者が直接行ってください。なお、申請手数料は出店者の負担となります。

「営業」とは、この行為を反復継続して行い、事業として認識される規模、形態をなすものですが、個々の具体的なケースについては社会通念によつて判断されるものです。

※例として、以下の全てを満たす場合は営業許可の対象施設とみなさなくてよいとされます。

- ア) 他の行事も含め年間に複数回出店せず、連続しておおむね5日以内の出店である
- イ) 出店目的が営利目的ではない。

食品の種類や取扱いによって営業許可の種類や要不要が変わりますので、詳しくは下記保健所にお問い合わせください。

【所管の保健所】

塩釜保健所黒川支所

〒981-3304 宮城県富谷市ひより台42-2

TEL : 022-358-1111

■ 酒類販売について

種類の販売については、期限付酒類小売業免許申請が必要となります。申請は、出店者が直接行ってください。なお、申請手数料は出店者の負担となります。（※申請に係る出店許可書は事務局より後日送付します）また、コップやジョッキにつぎ分けて酒類を試飲・販売する場合には、当該免許は不要です。保健所への申請が必要となりますので、販売（取扱い品目に漏れなく記載ください）。

【所管の税務署】

仙台北税務署

〒980-8402 宮城県仙台市青葉区上杉1-1-1

TEL : 022-222-8121